

平成 28 年 6 月 14 日

薬局等のある施設内への「漢方セルフ煎じコーナー」の設置に係る 薬局等構造設備規則の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、薬局及び店舗（以下「薬局等」）のある施設内に、漢方煎薬を購入した顧客が自ら煎じて服用できる「漢方セルフ煎じコーナー」を設置することについて、薬局等構造設備規則上の取扱いに関する照会がありました。

経済産業省と厚生労働省が検討を行った結果、当該コーナーが薬局等から明確に区別され、当該薬局等の衛生状態に影響を与えないよう管理されるものであることから、薬局等構造設備規則に抵触するものではない旨の回答を行いました。

これにより、一層の企業経済活動の拡大に繋がると期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務情報政策局生物化学産業課長 西村

担当者：黒岩、松原

電話：03-3501-1511（内線 3741）

03-3501-8625（直通）

03-3501-0197（FAX）